

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel048-844-8972 Fax048-829-7444

nakusukai.01@saitama-k.com

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

第15回通常総会のご案内

なくす会は2017年度、(株)NTTドコモに対し差止請求訴訟を継続したほか、(有)台企画に対して差止請求訴訟を提起しました。

また、3回目となる適格消費者団体の認定を更新したほか、全国で3団体目となる特定適格消費者団体の認定を受けることができました。

さらに、2016年度から埼玉県からの委託している消費者被害防止サポーター活動推進事業や高齢者等見守り促進事業に継続して取り組んでいます。

本年も下記日程で、埼玉消費者被害をなくす会定款第20条に基づき、第15回通常総会を開催いたします。ご参加くださいますようお願いいたします。

1. 日時：2018年6月26日（火） 10:00～11:15（予定）
2. 会場：浦和コミュニティセンター 第15集会室（浦和パルコ9階）
3. 議題：

第1号議案	2017年度事業報告並びに活動決算承認の件 監査報告
第2号議案	役員選任の件
報告	第1回理事会報告 2018年度事業計画と活動予算 検討委員会報告、活動委員会の活動報告

会員の皆様へ

☆ 正会員の皆様には、6月上旬頃、別途ご案内状と議案書ならびに出欠届をお送りします。

出欠届、及び、欠席の場合は書面議決書を返送くださいますようお願いいたします。

☆ 賛助会員の皆様には、6月上旬頃、議案書ならびに出欠連絡票をお送りします。

記念講演のご案内

記念講演のみの参加も可能です

日時：6月26日（火） 11:20～12:55（総会に続けて同会場で開催します）

テーマ：「被害回復制度の解説と、特定適格消費者団体としての活動（仮題）」

講師：NHK 今井純子解説委員、COJ 磯辺専務理事、KC's 被害回復検討委員会委員長島川理事

※詳細は今後なくす会ホームページにアップします。

（株）NTTドコモに対する差止請求訴訟判決を受けて～4/27 控訴しました～

東京地裁の判決は、いわゆる包括的約款変更条項について、消費者契約法10条前段該当性を認めた上で、10条後段該当性を否定し、当会の請求を棄却しました。

しかし、この判決は、以下の点で多数の誤りを含んでいると考えられ、当会では、本年4月27日付けで東京高等裁判所に控訴しました。

問題点1 意思主義の軽視

本判決は、本件約款変更条項が法10条前段に該当するか否かを判断するにあたって、本来、約款変更には変更する条項に対する個別の同意が必要であり、その同意していない変更後の契約内容に拘束されるという意味で、契約における意思主義と比べて消費者の義務を加重した規定であると、正しく判示しています。さらに、被告（株）NTTドコモが主張するような約款変更法理は確立していないとも判示しています。

このように、包括的約款変更条項をもとに約款を変更することは意思主義に反するものであるとすれば、原則として同条項を直接の根拠にして約款を変更することは許されないという結論になるはずですが。

しかし、本判決は、包括的約款変更条項を根拠に約款変更ができる具体的な法律上の根拠を何ら示すことなく、包括的約款変更条項が消費者にとって著しく不利益ではないと断じています。そして、この理は、消費者の自己決定権の侵害自体を消費者にとって著しい不利益ととらえていないという点において消費者の自己決定権を決定的に軽視しており、極めて問題です。

問題点2 適格消費者団体に差止請求権を認めた意義の軽視

本判決は、包括的約款変更条項に基づく約款変更であっても、その約款変更自体が公序良俗違反する場合や変更後の約款が消費者契約法10条に違反する場合には無効とすることができるから、包括的約款変更条項によって有効に行える約款変更の範囲は限られるという理由により、消費者に著しい不利益を与えるものではないと判示しています。

しかし、事後的に個別の消費者が争えば救済が可能であるから、当該条項が不当条項ではないとする論理は明らかに誤っています。そもそも、事後的に個別に無効を争える条項について、未然予防のために認められているのが、適格消費者団体による差止請求訴訟です。

判決のこの点における論理はまさに本末転倒です。

問題点3 本件約款変更条項が有期契約にも適用されるものであることに加えて、約款変更反対する消費者が無条件で契約を解消することも許されていない点を看過していること

判決は、主張整理欄で当会がこのことを主張していることを記述しながら、この問題点があるにもかかわらず本件約款変更条項が許容される理由が全く示されていない点でも問題があります。

問題点4 訴訟提起のきっかけとなった請求書発行手数料の有償化について安易に合理性を肯定している点また、このことを包括的約款変更条項の適法性の積極的な理由に用いている点

例えば、紙発行量を減らすという変更の必要性があったとしても、本来であればこれまで無償であった請求書を有償化する方法ではなく、請求書の発行を不要とする人に対して実費相当額の値下げをすれば十分に目的は達成できたはずですが。

契約者数が7,000万件存在するから画一的処理をする合理性があるというのであれば、逆に7,000万円の契約者に対し原則有料化とすることでどのくらいの収益増につながるかという側面についても検討を加えるべきであるのに、本判決はそういった検討はなされていません。

そもそも、請求書発行手数料有料化条項が違法であることは包括的約款変更条項の不当条項性をまさに示す一例といえますが、仮にこの有料化条項が適法であるとしても、包括的約款変更条項の不当条項性を直ちに否定できる理由にはならないはずです。

判決は、この点でも論理性が認められません。

以上のような問題点のある地裁判決をこのまま許容することは到底出来ません。
本件訴訟を是非応援してください。

全国で3団体目となる『特定適格消費者団体』に認定されました



適格消費者団体 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会は、本年1月31日付で特定適格消費者団体認定申請を消費者庁におこない、審査を受けてきました。4月24日10時15分より、消費者庁大臣室にて、福井内閣府特命担当大臣より、審査の結果が交付され、特定適格消費者団体として認定されました。

これまで、消費者機構日本（平成28年12月認定）と消費者支援機構関西（平成29年6月認定）の2団体が特定適格消費者団体として

の認定を受け、活動をおこなっています。埼玉消費者被害をなくす会は、被害回復裁判手続を進行できる全国3番目の団体として、活動することになりました。

交付式の後は、福井大臣、岡村消費者庁長官、井内政策立案統括審議官と、池本誠司理事長をはじめ、当会からの参加者6人との懇談をおこないました。



『NPO法人消費者支援群馬ひまわりの会』が、平成30年2月5日に全国で17団体目となる適格消費者団体に認定されました。



広告表示が改善されました！ ～活動委員会・2017年4月～2018年3月の報告～

景品表示法などの“法にとらわれない消費者目線”で、活動を行なっています。

①活動の中でわかったこと

- 業界団体への要望に対する回答により、活動委員会で問題とする広告の事業者は、業界団体に未加入の場合が多いことがわかった。業界団体からの注意喚起では限界があるので、活動委員会からの広告表示改善要望活動を地道に行うことが大切。
- 問題と思われる広告は、いわゆる健康食品、美容関係に関するものが非常に多い。中でも、定期購入、アレルギー表示、価格に対する条件表示などに関し、消費者にとって分かりにくい表示が多い。さらに、過大に効能効果があると消費者に思わせるおそれのある表示・写真も多い。

- 『埼玉県にお住まいの皆様へ』などと、安い価格で購入できる地域が限定されているかのような表示や、『他の広告でも同様のキャンペーンを行うことがあります』との表示も増えている。

②改善要望や問合せ活動の内容と進捗状況

事業者	改善要望	結果
《新聞広告》 美容 クリーム 【終了】	2017年2月に改善を求めた新聞広告の美容クリームの表示について、同年5月、効果効能を誇張する表記の改善を要望。	「メーカーシップ効果によるもの」との注釈がある「シミ」という言葉が削除されたことが確認できたため、終了。
《新聞広告》 健康食品 【終了】	2018年1月、新聞広告における送料、返品、定期コースのご解約についての表示の文字を大きくすることを要望。また、定期コースの解約の内容などについて問合せを行った。	要望を反映した制作に努めるとの回答があり、問合せに対しても詳細に回答いただいた。文字の大きさについて改めて改善をお願いし、終了。
《新聞広告》 コーヒー カプセル 【終了】	2018年2月、新聞広告における「お申し込み条件」などの表示について、文字の大きさ、掲載場所、料金の表示について改善を要望。	変更予定の広告原稿を受領、概ね要望を反映した内容で変更されたため、終了。
《新聞広告》 サプリメント 【継続中】	2018年2月、新聞広告における特許に関する表記、定価に関する文字の大きさ、掲載場所について改善を要望。	当該表記の変更を検討するとの回答を受領。
《新聞広告》 健康食品 【終了】	【問合せ】 新聞広告における表示についての内容について問合せ。	活動委員会に当該事業者から担当者が参加。「問合せ」に対する「回答」の説明を受けた。

会費納入のお願い

ニュースレターに同封させていただきました。

早めの納入をお願いいたします。

- 年会費：個人正会員（3,000円） 個人賛助会員（1,000円）
- 振込先：埼玉りそな銀行 浦和中央支店
普通 No.5098908（特非）埼玉消費者被害をなくす会
- 問合せ：埼玉消費者被害をなくす会 事務局 Tel 048-844-8972



第54回埼玉消費者大会第1回プレ学習会 『身近な問題 地方消費者行政を考えよう』

日時：5月22日（火）10時30分～12時 会場：与野本町コミュニティセンター

講師：池本誠司弁護士 申込み：第54回消費者大会事務局（048-844-8971）まで



商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

◆埼玉県消費生活支援センター（埼玉県生活科学センター内） Tel 048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン Tel 188（いやや!）（0570-064-370）